

「新潟市子ども条例（素案）」の概要（案）

【第1章】総則

条例の目的

子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与することを目的としています。

基本理念

子どもは、一人の人間として尊重され、今を豊かに生き、成長発達する権利を子ども固有の基本的権利（子どもの権利）として有しています。
この権利を実現するために、次の権利が保障されなければなりません。
○身近なおとに、いつでも自由に思いや願いを表明し、ありのままに受け止めてもらい、適切に応えてもらうこと。
○自然、仲間、地域及び社会との関わりの中で生きること。

大人の責務

（1）市

子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に必要な条件整備及び支援を行わなければなりません。

（2）保護者

子どもの養育について主たる責任があることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

（3）学び・育ちの施設（幼稚園、保育園、認定こども園、学校など）の関係者

自ら関わりのある子どもの権利を尊重し、その保障に努めなければなりません。

（4）事業者

雇用する従業員が保護者である場合、仕事と子育てを両立できる環境づくりに最大限努めなければなりません。

（5）市民

子どもの権利を尊重し、その保障に努め、子どもを地域全体で見守り、働きかけるよう努めなければなりません。

おとなは子どもの権利を保障するために連携・協力

【第2章】子どもの権利

子どもにとって大切な権利

| | |
|--|--|
| <h4>安心して生きる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちが守られ、尊重される。 ○愛情を持って育まれる。 ○差別又は偏見を受けない。 など | <h4>自分らしく生きる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○個性及び他者との違いが認められる。 ○不平等な扱いを受けない。 ○プライバシーを守られる。 など |
| <h4>豊かに生き、育つ権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○自分に合ったペースで生活する。 ○学ぶ、遊ぶ。 ○文化、芸術、スポーツにふれ親しむ。 など | <h4>身近なおとなとの受容的な関係をつくる権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の思いや願いを自由に表明できる。 ○思いや願いをありのままに受け止め、一緒に考え、適切に応えてもらう。 など |
| <h4>社会に参加する権利</h4> <ul style="list-style-type: none"> ○社会に参加し、意見が生かされる機会が与えられる。 ○参加にあたって、適切な支援が受けられる。 | |

【第3章】子どもの生活の場における権利保障

子どもの権利が保障される場所

| 家庭 | 学び・育ちの施設 (学校や保育園など) | 地域(町内会など) |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○保護者は、子どもの生活環境を確保し、子どもの立場に立って、思いや願いを受け止める。 ○保護者は、虐待や体罰を行ってはならない。 など | <ul style="list-style-type: none"> ○施設関係者は、子どもが遊び又は学ぶための環境整備に努める。 ○施設関係者は、虐待及び体罰を受けた子どもを早期に発見し、救済及び回復に努める。 など | <ul style="list-style-type: none"> ○市及び市民は、子どもがすこやかで心豊かに過ごし成長発達できるような地域づくりに努める。 ○市及び市民は、地域の自然の保全に努める。 など |

子どもの権利の保障に必要なこと

- ◆この条例が普及し、子どもに関連する全ての施策及び計画の根本となること
- ◆子どもと接する身近なおとなの権利が確保されること
- ◆子どももおとなも全ての人が相互に権利を尊重し合うこと
- ◆権利侵害に対して適切な救済が図られること

【第4章】権利侵害の救済

市は、子どもの権利侵害に対して救済を行い、権利の回復を支援するための仕組みの構築など、必要な措置を講じなければならないことを明記

【第5章】権利の保障と推進

市は、子どもに関する施策の充実と子どもの権利の保障を推進するために「子どもの権利推進委員会」を設置することを明記